



2016年2月12日発行 第26号
事務局長 小島 彬
TEL/FAX 077-589-3724
akrkojima@ybb.ne.jp

- 滋賀県への要請—地域防災計画(原子力災害対策編)修正に関して
- 高浜原発の再稼働反対を求める声明
- 戦争法の廃案を求める声明

去る1月23日(土)に開催した第5回幹事会で、滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)修正に関する県への要請、「高浜原発再稼働反対を求める声明」、「戦争法案の廃止を求める声明」を決議し、28日に防災危機管理局へ滋賀県地域防災計画の修正案の策定について申し入れた後、県庁にて記者会見を行いました。

要請内容および声明の内容は以下のとおりです。

滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)修正に関する要請

日本科学者会議滋賀支部幹事会は、2015年11月30日に開催された「平成27年度第1回滋賀県原子力防災専門会議」(以下、県原子力防災専門会議)における滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正について検討しました。それに基づき、貴職が2016年2月に予定されている平成27年度第2回滋賀県原子力防災専門会議に向けての滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正案を策定するに当たっては、以下の点に留意されることを要請します。

1. 国の「原子力災害対策指針の改正」に対する県の姿勢の表明

県原子力防災専門会議では、第一の主題が「原子力災害対策指針の改正に係る滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正」であったにもかかわらず、西川防災危機管理監の冒頭挨拶では、「原子力災害対策指針の改正」(以下「改正」という)に対する見解が示されま

せんでした。法律上、県の原子力災害対策編について「修正」が必要であるとしても、貴職は「改正」に対する見解を示すべきです。

その際「改正」は、後述のように、県が追求している「実効性ある多重防護体制の構築」と逆行し、貴職が「再稼働を容認する環境にはない」と表明された事態を招いているという視点が盛り込まれるべきです。

また、「改正」は「全部改正」にもかかわらず、国は、新旧対照表を示さず、改正理由を示す文書も付していません。これらの説明不足に対する抗議もなされるべきです。

2. 「安定ヨウ素剤の準備・服用」「住民のコンクリート建屋避難」の対策の維持

県は、UPZ圏(緊急時防護措置を準備する区域)と同圏外に2分し、圏外の対策では「安定ヨウ素剤の準備・服用」「住民のコンクリート建屋避難」の対策については、削除を検討しています。これは、国が「PPA(放射能雲通過時の放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを避けるための防護措置を実施する地域)」を削除したことによるとしてしています。しかし、「安定ヨウ素剤の準備・服用」「住民のコンクリート建屋避難」の対策の削除は、県の「絶対安全」と逆行するものであり、県は削除すべきではありません。

3. 琵琶湖環境科学研究センターにおける大気中放射性物質拡散予測結果の活用

県は、発災時には小浜・今津の気象を「琵琶湖環境科学研究センターがあらかじめ作成したパターン」に当てはめて防護措置をする案を示しました。

国が「SPEEDIによる計算結果に基づいて防護措置の判断を行うことは被ばくのリスクを高めかねないとの判断」により、「SPEEDIによる計算結果は使用しない」としたにもかかわらず、県が諦めることなくSPEEDIによる予測を求めるだけでなく、独自に予測

の努力をしたことは、発災時の予測は「実効性ある多重防護体制の構築」のために不可欠という点から、評価します。

しかし、県の方法にも、SPEEDIによる計算結果による予測と同様の恐れがないことを県は説明すべきです。

4. 避難退域時の全避難者検査

「改正」は、UPZ 圏境付近の避難退域時検査では、車両検査で毎分 4 万カウント (β 線) 以下の車両を通過させ、超過の場合には乗員代表者 1 名のみ検査を行い、基準以下であれば乗員全員を通過させることとし、全避難者の検査を廃止しました。これは避難者の除染・応急処置等の遅延や 2 次汚染などのリスクを増すものです。県が、「改正」とは異なって、従来どおり全避難者検査をしようとしていることについては評価しますが、県は、実効性ある全避難者検査を具体化すべきです。

5. 滋賀県版 UPZ 圏の原子力事業所ごとの設定

「改正」は、福島第一原発から 30~45 km の飯館村が 1 年以上避難区域であった事実等を見做し、UPZ 圏を「原子力施設から概ね 30 km」のままにしています。県はこれに抗議せず、大津市が福島第一原発事故の事実に基づき 47 km としていることにも触れず、滋賀県版 UPZ 圏の範囲を原子力事業所ごとに設定しようとしています。県は福島第一原発事故の実態を踏まえた滋賀県版 UPZ 圏の見直しをすべきです。

高浜原発の再稼働に断固反対する (声明)

九州電力の川内原発に続き、関西電力の高浜原発が 4 年ぶりに再稼働されようとしている。国民多数の反対を押し切り、理性を投げ捨てた力づくの再稼働強行は、その無責任さにおいて、かつての軍国主義をも想起させる異常事態と言わねばならない。日本科学者会議滋賀支部は以下の理由から、高浜原発の再稼働に断固反対する。

1. フクシマ事故 (福島第一原発事故) 発生から 5 年が経過しようとしているが、故郷に帰れない避難者は

今なお 10 万人を超える。「帰還困難区域」という名の、人の住めない「失われた土地」は 337 平方キロメートルに及び、琵琶湖の約半分、大阪市の約 1.5 倍を占める。メルトダウンした核燃料の状況は全くつかめず、再臨界の恐れも否定できない。環境にとめどなく流れ出す汚染地下水を閉じ込める方策は、今もって見通しが立たない。被災地周辺では小児甲状腺がんが異常に多く発見され、すでに 114 人が手術を受けている。時とともにフクシマ事故は深刻の度を増すばかりである。

2. 高浜原発も重大事故の可能性は否定できず、その危険性は地政学的にも福島より格段に大きい。すなわち、冬場は北西風が卓越し、放射性物質の大半は滋賀県方面に向かうので、被害がはるかに大きくなる。また、舞鶴市などの人口密集地に近接し、かつ立地の地形が狭隘で事故処理も住民避難も不可能に近い。さらに、琵琶湖の汚染で京阪神 1400 万人の飲料水が失われるほか、湖底に放射性物質が堆積して回復不能の死の湖に至らしめる危険が無視できない。そして、プルサーマル運転であるために放出される放射性物質にプルトニウムが多く含まれる。フクシマ事故がそうであったように、西日本壊滅の可能性も否定できない。海に面した高浜原発は海拔が 3.5m と低く、津波はもとより、原発テロを防ぐことも難しい。

3. 昨年発表された IAEA の福島第一原発事故に関する報告書は、事故の発生と深刻化を避けなかった原因として、東京電力の対応の誤りを 30 以上も挙げている。しかるに東京電力の法的責任は何ひとつ明らかにされていない。原発事故の原因はスリーマイルでもチェルノブイリでも人的過誤とされている。設備安全性もさることながら、もっぱら電力会社の責任に属する人的組織的能力こそが安全確保の最大要因である。だが関西電力は、高浜原発の再稼働に当たり、「たゆまぬ安全性の向上に取り組んでまいります」というばかりで、フクシマ事故から何を学び、組織的対応の仕方をいかに改善したかという核心については何も語ろうとしない。

4. 原子力規制委員会は高浜原発が新規規制基準に適合しても「安全とは言わない」としている。安倍政権

は「世界一厳しい」新規基準に適合する原発は再稼働させるとして、個別原発の安全には口を閉ざしている。福井県知事は「総合的に勘案し・・再稼働に同意」というばかりである。隣接の滋賀県と京都府は同意していない。関西電力は再稼働に当たり、事故を起こさないという決意表明も、安全確保に全責任をもつとの意思表示もしていない。こうして高浜原発の安全に誰が責任を持つのか、フクシマ事故以前と同じように責任の所在が全く不明なまま、再稼働されようとしている。

5. 昨年4月の福井地裁決定（樋口英明裁判長）は、地震予測手法や使用済み核燃料の防護等について不合理を認め、人格権の侵害として、高浜原発運転差し止めを決定した。それは1992年の伊方原発訴訟最高裁判決が示した、重大事故災害が「万が一にも起こらないようにするため」との判断基準に沿ったものであった。しかるに昨年12月の福井地裁決定（林潤裁判長）は、危険性が「社会通念上無視し得る程度」であればよいとの判断基準に置き換えた。そして原子力規制委員会の審査に不合理はないとして原決定を取り消し、計画に間に合うように高浜再稼働の門を開いた。

フクシマ原発も「社会通念上無視しうる程度」の危険だったとするなら、東日本壊滅につながりかねなかった事故の反省はどこに行ったのか。それどころか林潤裁判長決定は「本件原発の安全性に欠けるところがあり、債権者らの生命、身体、健康が侵害される具体的危険があると認めるには足りない」と断言している。政府や電力会社が安全確保を明言しない中で、司法が進んで高浜原発の安全確保のお墨付きを与えたことは、司法のあり方として重大である。近く出される大津地裁の決定が司法の暴走を是正することが期待される。

**憲法違反の新「安保法制」を
ただちに廃止することを求めます**

「安全保障」関連法案（戦争法案）は、圧倒的多数の憲法学者、最高裁の長官を含む少なからぬ元裁判官、

歴代内閣法制局長官らが「本法案は憲法違反である」と言明し、SEALDsなどの学生たちや、小さな子どもを持つ若い母親たちをはじめ、多数の国民が反対したにもかかわらず、昨年9月19日に国会で「強行採決」され成立しました。

内閣法制局は、従来「集団的自衛権の行使は憲法違反である」としてきました。しかし、「集団的自衛権の行使は可能である」とする閣議決定に際しては、この解釈変更について検討した経緯を公文書として残していません。参議院安保特別委員会では、慣行となっている総括質問を飛ばして突如採決を強行し、議事録には「発言するもの多く、議場騒然、聴取不能。委員長退席」としか記録されていません。まさに立憲主義の無視、民主主義の無視、議会制民主主義の崩壊です。さらに、その後安倍首相は明文改憲や、憲法停止を意味する「緊急事態条項」まで公言しだしており、日本の政治状況は今まさに非常事態に陥っています。

日本科学者会議は会則にあるように、日本の科学の進歩と平和・独立・民主主義・人びとの生活向上のために努力してきましたが、このような状況がそのまま進めば、私たちの半世紀にわたる努力が、完全に水泡に帰してしまうことになってしまいます。

以上のことから、私たち日本科学者会議は、独裁政治を許さず、憲法違反の新「安保法制」の廃止を、またその契機となった集団的自衛権行使を容認した、閣議決定の撤回を強く求めます。同時に立憲主義を回復し、民主主義を発展させようとするすべての人々が、新「安保法制」廃止の声を上げ、廃止に向けて連帯し協力するよう呼びかけます。

平和安全法制の公開学習会開催される

滋賀県立大の杉浦会員らが中心になって、県立大で憲法違反の「安保法制」（戦争法）反対の取組みをしてこられましたが、12月中旬にはSEALDs KANSAI や、しーこぷも参加して、玉木弁護士による「戦争法」の問題点の学習会を開かれました。その概要を杉浦会員に記してもらいました。

滋賀県立大学では、昨年の8月に「平和安全法制」(戦争法案)に反対する滋賀県立大学有志の会が結成されました。その後、安保関連法が強行採決されるに至り、本会の名称を「平和安全法制」(戦争法)に反対する滋賀県立大有志の会(以下、有志の会)に改め、学内宣伝や「戦争法の廃止を求める統一署名」に取り組むなど、活動を展開してきました。

その一環として、12月15日に「平和安全法制」(戦争法)の問題点～立憲主義を守るのはわたしたち～と題する公開学習会を開催しました。学習会の冒頭で、新しい社会運動の担い手として注目されているSEALDs KANSAI や、しーこぷのメンバーに発言してもらい、いまの政治や社会をどのようにとらえているのか、若い目線で語っていただきました。若者の発言に会場は大いに励まされたようで大変好評でした。

学習会では、滋賀第一法律事務所の玉木昌美弁護士を講師に、「平和安全法制」(戦争法)の問題点についてご講演いただきました。玉木弁護士から、安保関連法は日本国憲法に反するものであること、一内閣が勝手に憲法解釈を変更することは立憲主義に反する点で許されないことなどを解説していただきました。また、玉木弁護士が講演の中で阿波根昌鴻さんの「平和の最大の敵は無関心である。」との言葉にふれ、民主主義の思想をどう育むか、一人ひとりが語りあうことが大切ではないかと説かれた点が印象に残りました。

学習会の参加者は28名で、JSA 県大分会の方々にもご参加いただき、また本学の学生や教職員に加えて市民まで幅広くご参加いただきました。「平和安全法制」(戦争法)の廃止に向けて、今後もこのような学習会を継続して開催できればと考えています。

(滋賀県立大学 杉浦由香里)



滋賀支部講演学習会の ご案内

「滋賀の教育史から何を学ぶか」

滋賀支部個人会員分会・滋賀大分会共催の講演学習会を、下記の要領で開催いたします。

記

日時：2016年2月27日(土) 15:00～16:50

場所：草津市市民交流プラザ 小会議室2

(JR 南草津駅前 フェリエ南草津5階)

講師：木全清博さん

(京都華頂大学教授・滋賀大学名誉教授)

なお、講演学習会の後に、講師の先生を囲んで懇親会を行いますので、多数ご参加下さい。



**滋賀支部は、戦争法の廃止を
求める2000万人統一署名に
取組みます！**

取組みの趣旨と、ご協力をお願い

皆さまご承知のように、「平和安全保障関連法制」(戦争法)が、2015年9月19日に国会で「強行採決」されました。これは明らかに憲法違反であり、立憲主義を無視した横暴であるため、科学者会議滋賀支部は1月23日の第5回幹事会で、上記のように「憲法違反の新「安保法制」をただちに廃止することを求めます」という声明を可決し、「安保法制」の廃止を、またその根拠となった集団的自衛権行使を容認した、閣議決定の撤回を求めています。今全国で展開されていて、2000万人を目標とした、「戦争法の廃止を求める統一署名」(5月3日の憲法記念日が集約の締切り日)は、私たちと趣旨が同じと考え、幹事会は、会員の皆さんの署名をお願いするとともに、皆さんの周りの幅広い方がたに働きかけて、署名集めをしていただくようお願いします。

2016年1月23日

JSA 滋賀支部幹事会

署名には、添付しております署名用紙をご使用いただき、集まり次第、分会幹事または下記送り先まで届けてください。なおFAXは無効となりますのでご注意ください。ネット署名もできます。詳細は、戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会のホームページ <http://sogakari.com/> をご参照下さい。

(送り先) 〒101-0063

東京都千代田区神田淡路町1-15 塚崎ビル3F 「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」